

2

平和・安全・安定な社会の実現、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序の維持・強化

(1) 平和構築と難民・避難民支援

国際社会では、依然として、民族・宗教・歴史の違いなど様々な要因や、貧困や格差などの影響によって、地域・国内紛争が発生しています。近年の地政学的な国家間競争の激化や緊張の高まり、既存の国際的秩序への挑戦的な主張を強める国々の台頭も、世界の経済・社会の発展と安定に大きな負の影響をもたらしています。

紛争は、多数の難民や避難民を発生させ、人道問題を引き起こし、長年にわたる開発努力の成果を損ない、大きな経済的損失をもたらします。ある国や地域の紛争の影響は、世界全体に何らかの形で影響を及ぼすものであり、このような紛争の長期化も課題となっています。2022年に発生したロシアによるウクライナ侵略や2023年以降の中東情勢の悪化は、ますます深刻な人道危機をもたらしており、国際社会全体にとっての大きな課題となっています。このように国際社会の課題が複雑化・多様化する中で、持続的な平和の定着のため、開発の基礎を築くことを念頭においた平和構築の取組はますます重要になっています。



パレスチナ・ガザ地区で新鮮な野菜を含む食料バスケットの配給を受ける市民（写真：特定非営利活動法人パルシック）

日本の取組

■ 平和構築支援

紛争などによる人道危機への対応として、日本は初期の段階から、緊急に必要とされる人道支援を中長期的な開発協力を見据えて行う「人道・開発・平和の連携（HDPネクサス）」^{注39}を推進しています。人道危機が長期化・多様化する中、平時から中長期的な観点に立った強靱な国造りや社会安定化といった平和の持続のための支援を行うアプローチで、紛争などの影響により脆弱な状況が続く各国・地域において、難民の自立を支援し、さらなる危機の根本要因に対処するため、人道支援から、貧困削減・経済開発、平和構築、紛争予防までにわたる支援を継ぎ目なく展開しています。

継ぎ目ない支援を展開するため、日本は、国際機関を通じたものを含む無償資金協力と技術協力を組み合わせ、紛争下における難民・避難民に対する人道支援や、紛争終結後の和平（政治）プロセスに向けた選挙支援を実施しています。平和の定着と紛争の再発防止を目的とした、元兵士の武装解除、動員解除および社会復帰（DDR）、治安部門改革、行政・司法・警察機能の強化に関する支援も実施しています。基礎インフラの復旧や制度の整備支援、保健や教育などの社会開発も行っているほか、ホストコミュニティとの共存を促す取組、難民・避難民の帰還・再定住に向けた取組といった復興支援にも取り組んでいます。なお、これらの取組においては、国連安全保障理事会（安保理）決議第1325号を始めとした、平和構築における女性の役割が重要であるとする一連の国連安保理決議に基づいて、紛争の予防や解決、平和構築への女性の参画促進に積極的に取り組んでいます（女性・平和・安全保障（WPS）については88ページの注88を参照）。

国際社会では、国連平和構築委員会（PBC）^{用語解説}などの場において、紛争の解決や予防、紛争後の復旧や国造りに対する支援の在り方に関する議論が行われています。日本は設立時からPBCに参加し、制度構築

^{注39} 人道（Humanitarian）、開発（Development）、平和（Peace）の頭文字をとったもの。人道支援と並行して、難民の自立支援や受入れ国の負担軽減のための開発協力をを行い、さらに根本的な原因である紛争の解決・予防に向けた平和の取組を進めるアプローチ。

国際協力の現場から

2

国際機関で活躍する日本人の声

～シエラレオネで若者を“平和の担い手”へ～



国連開発計画（UNDP）シエラレオネ事務所でプログラムアナリストを務める八代歩弓^{ほゆみ}氏は、幼少期から平和構築に関心を抱き、ボスニア・ヘルツェゴビナのNGOや国連日本政府代表部での勤務を経て、2022年から、ニューヨークの国連事務局の国連政務・平和構築局平和構築支援オフィス（DPPA-PBSO）において外務省が支援するジュニア・プロフェッショナル・オフィサー（JPO）として働き始めました。その後、「もっと裨益者と、直接関わることができる現地で働きたい」との思いから、2024年には西アフリカの大西洋沿岸に位置するシエラレオネへ赴任しました。

シエラレオネは、内戦後の平和構築の取組が国際社会からも一定の評価を得ているものの、国内には現在も紛争の根本要因となる貧困や不平等などの課題が根深く残っています。そのような中、八代氏は、街中を走るバイク（二輪）タクシーの運転手である若者たちを「平和の担い手」として育成するプロジェクトに取り組んでいます。

バイクタクシーは、シエラレオネで広く利用される重要な交通手段の一つです。その運転手であるバイクライダーの多くは、元戦闘員を含む18歳から35歳の若者世代が占めています。一方、バイクライダーの仕事は、雇用や収入も不安定なため、社会に対する不満を抱きやすく、警察との衝突や、バイクライダー同士による暴力事件が頻発し、深刻な社会問題となっていました。

日本も主要ドナーとして貢献する国連平和構築基金の拠出を受け、シエラレオネ政府青年省との協力の下、UNDPシエラレオネ事務所では、コミュニティー間を行き来し、社会に対して潜在的な発信力を有するバイクライダーの強みをいかそうと、三つのアプローチを行っています。第一に、バイクライダーと警察の関係改善のため、双方が定期的に対話できる場を国内のプロジェクト対象地域に設け、信頼の構築を支援しています。第二に、バイクラ



バイクライダーたちを対象とした性的暴力防止の研修（写真：UNDP）

イダーが性的暴力防止や紛争予防等について学ぶ機会を提供し、乗客として多くの市民と接する彼らの意識変革を後押し

することを通じて、社会全体の変化を促しています。最後に、国連資本開発基金（UNCDF）と連携し、バイク車両購入資金などに充てられる融資の機会を提供



バイクライダー組合と警察当局の対話風景（写真：UNDP）

しつつ、バイクライダーに対して金融に関する研修を実施することで、経済面からも支援しています。

本事業の中で、八代氏は、シエラレオネ青年省の大臣を含む約100名が参加した、バイクライダーと警察および道路交通安全局との平和を目指した協定の署名セレモニーを開催したほか、同三者の対話イベントを30回にわたり実施するなどの取組を主導しています。八代氏は、「紛争を引き起こす要因は非常に多面的で、平和構築には多角的なアプローチが欠かせない。バイクライダーに行動の変容を促すだけでなく、経済的な支援も行い動機付けを行うなど、関係者それぞれの強みをいかしたアプローチが有益とを感じる。」と語り、「バイクライダーたちから『警察との揉め事や、身近で暴力に関わる人が減った』、『仲間が悪いことをしていれば、注意できるようになった』などの言葉を聴いて、自分の仕事が平和な社会の実現に一役買っているのだと実感できてうれしい。」と、本プロジェクトの醍醐味^{だいごみ}を口にします。

国際機関での仕事について、八代氏は「日本にいと世界の貧困や課題の深刻さがつかみにくいが、現地で仕事をすると、プロジェクトのインパクトが目に見える形でわかり、手応えを感じる」としつつ、「国際機関には日本人職員も多く、彼らは優秀ではあるものの、良い意味で『普通』の人たちだという認識。私自身、大学で交換留学を経験するまで英語が話せなかったこともあり、こうして国連で活躍することは夢のまた夢だと思っていた。」と振り返ります。

そして、これから国際協力の現場で働いてみたいと志望する日本の若者たちに向けて「情熱とプロフェッショナルズムがあれば、きっと活躍できる。ぜひ臆せずに挑戦し、自らの手で、世界をより良くするための貢献に喜びを感じてほしい。」と、アフリカの大地からエールを送ります。

や人材育成に取り組む重要性や、関係機関（国連安保理、国連総会、PBCなどの国連機関、ドナー国、地域的機関、世界銀行・国際通貨基金（IMF）などの国際金融機関、民間セクターなど）の間での連携強化の必要性を訴えるなど、積極的に貢献してきています。国連平和構築基金（PBF）用語解説にも、2025年12月時点で総額7,133万ドルを拠出し、主要ドナー国として貢献してきています。また、日本は2024年末の安保理理事国任期終了後も、引き続き平和構築・紛争予防を国連における優先課題の一つとして、積極的に貢献しています。

日本は、以前から、国連平和維持活動（国連PKO）などの国際平和協力活動と開発協力の連携にも努めてきています。実際、国連PKOが行われている国や地域では、紛争の影響を受けた避難民や女性・子どもの保護、基礎インフラの整備などの取組が多く行われており、その効果を最大化するために、このような連携を推進することが引き続き重要です。例えば、日本はアフリカ連合（AU）委員会人道問題・保健・社会開発局（HHS）への拠出を通じて、中央アフリカとモザンビークにおいて、紛争や災害に起因した強制移住により教育機会が得られなかった若者に対して、ポスト初等教育（初等後教育）へのアクセスを促進する事業などを実施しています。

日本は、国連、ドナー国および要員派遣国の3者が互いに協力し、国連PKOなどに派遣される要員の訓練などを行う協力枠組みである「国連三角パートナーシップ・プログラム（TPP）」にも積極的に貢献しています。同枠組みの下、自衛隊員などを派遣して重機操作や野外救急の訓練を実施しているほか、国連PKOミッションの遠隔医療体制整備や派遣要員の爆発物対応能力向上などに貢献しています。

その他、平和構築に従事する人材に求められる資質が多様化、複雑化していることに鑑み、日本は「平和構築・開発におけるグローバル人材育成事業」注40を通じて、現場で活躍できる国内外の文民専門家を育成しています。これまでに実施した国内研修には延べ1,000人以上が参加しました。修了生の多くが、世界各地の平和構築・開発の現場で活躍しています。

■ 難民・避難民支援

シリアでは難民が帰還する動きが見られるものの、スーダンを始め、アフガニスタンやウクライナ、ミャンマーなどの国々では引き続き多くの人々が避難を強いられており、2024年末の時点で難民、避難民の数は約1億2,320万人注41に達するなど、人道状況は依然として厳しい状況にあります。日本は、2025年4月に国連大学において、国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）日本事務所と外務省の共催により、2023年12月にジュネーブで行われた第2回グローバル難民フォーラム（GRF）のフォローアップとなる第2回日本グローバル難民フォーラム・ネットワーク会合を開催しました。国際機関、NGO、民間企業・団体等の関係者が参加し、それぞれのプレッジの実施状況や取組などを共有し、難民の社会的包摂についての意見交換を行いました。人間の安全保障の観点からも、日本は、最も脆弱な立場にある人々の生命、尊厳および安全を確保し、一人ひとりが再び自らの足で立ち上げられるように、難民・避難民などに対するものを含む人道支援を行っています。

具体的には、主にUNHCR、世界食糧計画（WFP）、国際移住機関（IOM）を始めとする国際機関と連携して、シェルターや食料など基礎生活に必要な物資の配布を世界各地で継続的に実施しています。例えば、日本はUNHCRを通じて、ブラジルに対する無償資金協力として「ベネズエラ難民及び移民女性の生活向上及び社会経済的包摂促進計画」を実施し、ブラジルにとどまるベネズエラ難民・移民女性に対して、職業訓練や就職斡旋、マイクロ・ファイナンスやマーケティングに関する研修を含む起業支援などを行っています。上記の国連機関やパレスチナ難民への支援を行う国連パレスチナ難民救済事業機関（UNRWA）、赤十字国際委員会（ICRC）などと連携することにより、治安上危険な地域においても、それぞれの機関が持つ専門性や調整能力などを活用し、難民・避難民などに対する人道支援を実施しています。例えば、2024年には、ロシアのウクライナ侵略によって発生した周辺国のウクライナ避難民およびウクライナ国内避難民のため、

注40 2007年度に「平和構築人材育成事業」を開始し、2015年度には同事業の内容を拡大、「平和構築・開発におけるグローバル人材育成事業」（https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaikou/peace_b/j_ikusei_shokai.html）となった。現場で必要な知識や技術を習得するための国内研修と国際機関の現地事務所での海外実務研修とを行う「プライマリー・コース」に加え、平和構築・開発分野に関する一定の実務経験を有する方のキャリアアップを支援する「ミッドキャリア・コース」を実施。

注41 パレスチナ難民約600万人を除く。

案件紹介

3

パレスチナへの緊急食料支援

国際機関拠出金（2024年2月～2025年2月）
ガザ地区及び西岸地区で食料不安に
直面する人々への緊急食料支援

📍 パレスチナ

2



2023年のイスラエルとパレスチナ武装勢力間の衝突発生以降、パレスチナのガザ地区では食料へのアクセスが極端に制限され、特に女性や子どもなど脆弱な立場にある人々の栄養状態が悪化しました。また、ヨルダン川西岸地区においても、ガザ地区での緊迫した情勢の影響を受け、移動制限や経済の混乱により食料不安に直面する人々が増加しました。

こうした状況の中、日本は、国連唯一の食料支援機関である世界食糧計画（WFP）を通じ、食料そのものが不足するガザ地区の住民約38万人に対しては、域外で調達した缶詰食品やナツメヤシなどの保存性の高い食品を提供しました。また、市場が機能している西岸地区では、栄養価



WFPから受け取った食料を運ぶガザ地区の男性（写真：WFPパレスチナ事務所）



ヨルダン川西岸地区で食料を電子パウチャーで購入する様子（写真：WFPパレスチナ事務所）

の高い食料へのアクセスを改善すべく、食料引換券（電子パウチャー）の配布を通じて各家庭のニーズに沿った支援を目指すとともに、現地の食料の購入を促すことにより、地域経済の活性化につなげる工夫を行いました。

食料を受け取ったガザ地区の男性からは、「妻と子どもたちの食料を求めて商店を転々と歩き回ったが、果物も野菜もなく、小麦粉しか手に入らなかった非常に厳しい時期に、この支援に救われた。」との言葉が寄せられています。

日本は今後も、パレスチナの深刻な人道状況の改善と、SDGsの目標の一つである「飢餓の撲滅」の実現に向け、現地のニーズに基づいた人道支援を継続していきます。

UNHCRなどを通じて人道支援を実施しています。また、スーダンにおける武力衝突により発生した難民および国内避難民などに対して、WFPやICRCなどを通じた人道支援を実施しています。また、ジャパン・プラットフォーム（JPF）^{注42}を通じた日本のNGOによる難民・避難民などへの支援も行われています。

日本は、こうした国際機関を通じて難民・避難民などに対する人道支援を行う際、NGOや民間企業等とも連携を図っています。例えば、UNHCRが行う難民支援に際しては、JICAがUNHCRと連携し、HDPネクサスの観点から、緊急フェーズと復興フェーズを継ぎ目なく連携させた支援を実施しています。

■ 対人地雷・不発弾対策および小型武器対策

かつて紛争があった国・地域には対人地雷や不発弾がまだ残るとともに、非合法的な小型武器が現在も広く流通しています。これらは、一般市民などに対して無差別に被害を与え、復興と開発のための活動を妨げるだけでなく、対立関係を深刻にする要因にもなります。そのため、対人地雷や不発弾の処理、地雷被害者の支援や対人地雷・不発弾対策関係者の能力強化、小型武器の適切な管理などを通じて、こうした国・地域を安定させ、治安を確保するための持続的な協力を行っていくことが重要です。

注42 151ページの用語解説を参照。

日本は、「対人地雷禁止条約」および「クラスター弾に関する条約」の締約国として、HDPネクサスの観点から、地雷除去や被害者への支援に加え、リスク低減教育などの予防的な取組を通じた国際協力も着実に進めています。また、日本は、2025年の対人地雷禁止条約第22回締約国会議で議長国を務め、1年間を通じて、同条約の履行や普遍化につき主導的な役割を担いました。

例えば、カンボジア地雷対策センター（CMAC）に対しては、国内外に対する研修機能の強化、組織運営部門の職員の育成や情報システム構築など、今後さらに国際的に貢献する組織となっていくためのCMACの組織全体の能力向上への協力や、地雷対策関係者に対する教育訓練環境の改善および訪問者への地雷問題の理解促進・啓発を図るため、CMACの研修施設や広報施設を建設する支援を行っています。こうした包括的な支援により、CMACは2009年以降2025年12月までに、日本の協力の下、アンゴラ、イラク、ウクライナ、エチオピア、コロンビア、ザンビア、ソマリア、ナイジェリア、南スーダン、ラオスの10か国に対して地雷・不発弾対策に従事する職員の研修を実施しており、南南協力・三角協力^{注43}の実現にも貢献しています（コロンビアにおける取組については56ページの「案件紹介」を参照）。

2024年7月に上川外務大臣（当時）がカンボジアを訪問した際、CMACを視察し、「地雷対策支援に関する包括的パッケージ」^{注44}を発表しました。同時に、これを体現する新たな協力アプローチとして、カンボジアと協力して、「日カンボジア地雷イニシアティブ」^{注45}を立ち上げることを発表しました。これを踏まえ、日・カンボジア連携による第三国での地雷対策支援や、民間企業の最新技術を用いた機材開発に関する協力も進められています。

不発弾の被害が大きいラオスに対しては、CMACでの研修以外にも不発弾対策機関への専門家の派遣により、活動計画策定やモニタリングに関する実施能力の強化を行っているほか、同機関の活動を促進するための設備整備や地雷検知センサーなどの必要機材の供

与を行っています。



カンボジア地雷対策センター（CMAC）の研修機能を担う地雷対策技術研究所の施設（写真：JICA）

多数の地雷・不発弾の埋設があるとされるウクライナに関して、日本は、2025年10月に、東京でウクライナ地雷対策会議（UMAC2025）を開催し、地雷対策がウクライナの復旧・復興の出発点との認識の下、他ドナー、関係国、国際機関を総動員して、今後の復旧・復興の前提となる地雷対策分野に関する議論をリードするとともに、地雷対策を加速化させるための日本の取組として「ウクライナ地雷対策支援イニシアティブ」を発表しました。日本は、同イニシアティブの下で、地雷対策分野における人材育成と技術向上につながる能力強化支援、地雷対策から復旧・復興への円滑な移行（HDPネクサス）のための支援、地雷対策を支援する国際ネットワークの多角化・重層化の三つの取組を柱としたウクライナ地雷対策支援を実施していきます。



ウクライナ地雷対策会議（UMAC2025）の集合写真

さらに、アフリカに関しては、2025年8月に行われたTICAD 9において、日本は「アフリカ地雷対策

^{注43} 110ページの用語解説を参照。

^{注44} ODAを軸に、国際機関、NGO、日本企業などの多様なパートナーと連携し、地雷に関する様々なニーズ、段階に応じた包括的な支援を進めるというビジョンを示したもの。支援のアプローチとして、(1) カンボジアをハブとした三角協力の推進、(2) 同志国・国際機関との連携、(3) 日本の科学技術の活用を挙げている。

^{注45} 長年にわたる地雷対策分野における協力の実績を基盤として、(1) 地雷の非人道性の認知向上・地雷削減に向けた国際的な機運醸成、(2) カンボジア関係機関に地雷なき世界のための国際協力チームを創設、(3) 日・カンボジア連携による第三国での地雷対策支援、(4) 最新技術を用いた機材開発の四つを柱とした協力強化を示したものの。

プラットフォーム」を表明しました。この下でアフリカ各国の地雷除去に向けた取組を後押しすべく、CMACや国連地雷対策サービス部（UNMAS）などのパートナーとも連携しつつ、地雷除去、危険回避教育、地雷除去後の農業開発など幅広い地雷・不発弾対策支援を行ってきています。

地雷・不発弾が依然として埋設されているスリランカおよび中東・アフリカ地域の複数国においては、草の根・人間の安全保障無償資金協力^{注46}を活用し、知見を有する国際NGOを通じた地雷除去活動の実施や、地雷除去機、油圧ショベルなどの地雷除去関連機材の整備を行いました。

ほかにも、児童教育の専門性を有する国連児童基金

(UNICEF) との連携で、2025年には、パレスチナ、ミャンマーにおいて危険回避教育に関する事業を実施しています。ICRCを通じて、アフガニスタン、ウクライナ、シリア、ミャンマーなどでも危険回避教育などの支援を行っています。

小型武器は実際の紛争の場面で今もなお使われ、多くの人命を奪っていることから「事実上の大量破壊兵器」とも呼ばれており、日本は、グテーレス国連事務総長の「軍縮アジェンダ」(2018年)に基づいて設置された「人命を救う軍縮(SALIENT)」基金へのドナー国であるなど、小型武器対策の議論に積極的に貢献しています。



用語解説

国連平和構築委員会 (PBC : Peacebuilding Commission)

2005年の安全保障理事会(安保理)決議および総会決議に基づき設立された国連の安保理および総会の諮問機関。紛争後の平和構築と復旧のための統合戦略を助言・提案することを目的とし、安保理、総会などに対してブリーフィングの実施や書面の提出を通じた助言を提供する。日本はPBC設立時から一貫して、PBCの中核である組織委員会のメンバーを務めている。

国連平和構築基金 (PBF : Peacebuilding Fund)

2006年に設立された紛争予防・平和構築のための基金。具体的には、和平プロセス・政治対話への支援、経済活性化、国家の制度構築、基礎的な社会インフラの整備に焦点を当てている。特に、政治的移行プロセスの支援、女性・若者の国造りへの参加支援、紛争の影響を受ける地域への包括的なアプローチを重視している。

(2) 社会の安全・安定の確保

日本は周囲を海に囲まれた島国であり、エネルギー資源や食料の99.5%以上を海上輸送に依存していることから、これまで海上の脅威への対処や、海上交通の安全・保安に関する技術を深化させてきました。開発途上国にとっても、重要な海上輸送における脅威への対処を始めとする海上交通の安全確保や、安全に航路を利用するための海上保安に関する人材育成などは、国家の存立・繁栄に直結する課題です。法の支配に基づく自由で開かれた海洋秩序は、日本が推進する「自由で開かれたインド太平洋(FOIP)」の実現のためにも極めて重要であり、日本は、各国や国際機関と協力して、海上交通の安全確保を始めとする海洋安全保障協力の取組を推進しています。

また、国際的な組織犯罪やテロ・暴力的過激主義は、引き続き国際社会全体の脅威となっています。こうした脅威に効果的に対処するには、1か国のみの努力では限界があるため、各国による対策強化に加え、開発途上国の司法・法執行分野における能力向上支援などを通じて、国際社会全体で対応する必要があります。

日本は、国際的な組織犯罪を防止するための法的枠組みである国際組織犯罪防止条約(UNTOC)の締約国として、同条約に基づく捜査共助などの国際協力を推進しているほか、薬物対策などの国際組織犯罪対策に関する国際協力を行っています(サイバー空間に対する脅威への対策については40ページの第Ⅲ部1(2)を参照)。

注46 161ページの第V部2(2)を参照。

三角協力で築く地雷のない未来

技術協力（2023年7月～2026年9月）
対人地雷包括的行動（AICMA）
推進のための人材育成プロジェクト

📍 コロンビア

コロンビアでは、1960年代から半世紀以上続いた国内武力紛争時に広範囲に埋設された対人地雷が放置されており、地域の安全と経済発展が大きく阻まれています。全国での対人地雷関連の事故は2022年には489件であったのが、2023年には942件と倍増する中、特に地方の住民は地雷と隣り合わせの生活を余儀なくされています。こうした状況の中、地雷除去のための専門知識と技術を有する人材の育成が喫緊の課題となっています。

この問題に対応するため、日本は長年にわたり地雷対策分野で協力関係を培ってきたカンボジアと連携し、コロンビアで2023年に「対人地雷包括的行動（AICMA）推進のための人材育成プロジェクト」を開始しました。同プロジェクトでは、日本により供与された機材を活用しつつ、JICAの技術協力の下、カンボジア地雷対策センター（CMAC）がコロンビア政府職員に対して地雷探知技術や除去手法に関する助言を行い、実践的な知識と技術の移転

を進めています。

開発途上国間の南南協力を先進国が支援するこの「三角協力」^{注1}により、これまでに50名以上のコロンビア人専門家がカンボジアやコロンビアで研修を受け、学んだ知見を現場で実践しており、地雷埋設位置の特定に要する日数の短縮化やコスト削減につながるなどの地雷除去作業の効率化が進んでいます。また、本プロジェクトを超え、日本とコロンビアは新たにウクライナへの支援を実施する予定であり、コロンビア自身も地雷対策に関する「三角協力」の国際ネットワークの重層化に貢献しています。日本は今後も地雷対策の知見の輪を広げる活動を後押しすることで、全ての人々が地雷の脅威にさらされることなく安心して暮らせる世界の実現に向けて貢献していきます。

注1 110ページの用語解説を参照。



地雷対策研修の様子（写真：JICA）



地雷探知作業のデモンストレーション（写真：JICA）

日本の取組

■ 治安維持能力強化

日本の警察は、その国際協力の実績と経験も踏まえ、治安維持の要となる開発途上国の警察機関に対し知識・技術の移転を行いながら、制度作り、行政能力向上、人材育成などを支援しています。

その一例として、警察庁は、2001年から継続してインドネシアに対して専門家派遣、研修、技術協力プロジェクトを実施しています。2025年は、同国警察の改革を支援するプログラムの一環として埼玉県警察において幹部候補生を受け入れて研修を行いました。このほか、アジアやアフリカ、大洋州などの各国から研修員を受け入れ、日本の警察の在り方を伝えています。



ブラジル国際協力庁との三国間協力プロジェクトを通じてブラジル・サンパウロ州軍警察がジャマイカ警察に対して能力強化研修を実施する様子（写真：JICA）

■ 海洋

日本は、海における法の支配の維持・発展のため、巡視船の供与や技術協力などを通じ、インド太平洋地域の海上保安機関の法執行能力などの向上を途切れることなく支援しているほか、開発途上国の海洋状況把握（MDA）能力向上のための協力も推進しています。具体的には、フィリピン、ベトナムなどに対し、船舶や海上保安関連機材を供与しているほか、インドネシアやマレーシアなどを含む日本にとって重要なシーレーンの沿岸国に対して、研修・専門家等の派遣を通

じた人材育成も進めています。例えば、船舶の安全な航行に必要な国際的基準に沿った海図を作成するための能力向上支援、国連薬物・犯罪事務所（UNODC）等の国際機関を通じた海上保安機関への海上法執行や海難救助などに関する研修、海上交通の安全性向上と航路の混雑緩和を目的とした船舶通航支援業務（VTS）の運用に携わる人材の育成などを実施しています^{注47}。さらには、サモア、ミクロネシア連邦、モルディブなどのインド太平洋の島嶼国^{しよ}に対しても警備艇などの海上保安関連機材の供与や、無償資金協力による「太平洋島嶼国における効果的な海上犯罪対策のための海上法執行機関能力強化計画（UN 連携／UNODC実施）」などを通じた支援を行っています。このほか、地域諸国に対し、船舶自動識別装置（AIS）で位置情報を示さないダークシップの検知に係る能力構築を含む、ソフト面での支援についてUNODCを通じて実施しており、2022年に日米豪印首脳会合で表明したMDAに関する情報共有を促進するための「海洋状況把握のためのインド太平洋パートナーシップ（IPMDA）」も踏まえ、不法な活動を含め、排他的経済水域における活動をより良く監視できるよう支援しています。

日本は、アジア地域の海賊・海上武装強盗対策における地域協力促進のため、アジア海賊対策地域協力協定（ReCAAP）の策定を主導し、締約国などの海上法執行機関の能力構築を目的とした包括的な研修を支援しています。2025年はReCAAP締約国13か国が参加し、各国からベストプラクティスが共有され、参加国の海賊対処関連の知識向上や沿岸国同士の協力促進に資するものとなりました。

アフリカ東部のソマリア沖・アデン湾における海賊の脅威に対し、日本は2009年から海賊対処行動を実施しています。国際海事機関（IMO）がジブチ行動指針^{注48}の実施のために設立した信託基金を通じ、海賊対策のための情報共有センターや、ジブチ地域訓練センターが設立されており、同地域訓練センターは、日本のみならず、EU諸国といった同志国の活動にも利用され、UNODCを通じたソマリア周辺国の海上保安能力向上のための訓練プログラムが実施されています。

注47 自由で開かれた海洋のための取組については外務省ホームページを参照。https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/sanka/page22_001603.html

注48 ソマリアとその周辺国の地域協力枠組み。

また、2025年から、UNODCを通じて、ハイチにおける国境管理の抜け道となっているマルパスおよびアンス・ア・ピトルにおいて違法取引取締事務所を設置するとともに、同国北東部において沿岸警備隊の海上違法行為に対する取締能力の強化などの支援も実施しています。

海上保安庁の協力の下で、アジア・ソマリア周辺海域などでの海賊対策等のための「海上犯罪取締り研修」も実施しており、2025年は16か国から20人の海上保安機関職員が参加しました。日本は、ソマリア海賊問題の根本的な解決にはソマリアの復興と安定が不可欠との認識の下、2007年以降、同国内の基礎的サービス回復、治安維持能力の向上、国内産業の活性化のために累計で6.17億ドルの支援を実施しています。



「インドネシア海上保安機構能力開発プロジェクト」における制圧訓練の様子（写真：海上保安庁）

海上で発生する船舶からの油の流出事故は、航行する船舶の安全に影響を及ぼすおそれがあるだけでなく、海岸汚染により沿岸国の漁業や観光産業に致命的なダメージを与えるおそれもあり、こうした事態に対応する能力の強化も重要です。

国際水路機関（IHO）では、2009年以降毎年、公益財団法人日本財団の助成の下、開発途上国の海図専門家を育成する研修を英国で実施しており、2024年12月までに51か国から106人の修了生を輩出しています。また、IHOとユネスコ政府間海洋学委員会は、世界海底地形図を作成する大洋水深総図（GEBCO）プロジェクトを共同で実施しており、日本の海上保安庁海洋情報部を含む各国専門家の協力により、世界海底地形データの維持・管理が行われています。

■ 宇宙空間

日本は、宇宙技術を活用した開発協力・能力構築支援の実施により、気候変動、防災、海洋・漁業資源管理、農業、森林保全、資源・エネルギーなどの地球規模課題への取組に貢献しています。

地球観測衛星などを活用してアジア太平洋地域の災害管理への貢献を目的とする国際協力プロジェクト「センチネルアジア」は、宇宙航空研究開発機構（JAXA）を中心に2006年に活動を開始し、現在は宇宙機関や防災機関などを含む127機関が加盟し、延べ540件以上の緊急観測要請に対応しています。2025年9月30日に発生したM6.9のセブ島地震においては、JAXAの陸域観測技術衛星2号「だいち2号」（ALOS-2）による被害域の緊急観測および衛星データ提供に対し、ラザロ・フィリピン外務大臣から遠藤駐フィリピン日本国大使宛に感謝状が贈られました。また、様々な衛星観測データを解析・統合した衛星全球降水マップ（GSMaP）を通じ、全世界の降水情報を提供することで、地上観測網の空白域における降水の推定に貢献しています。アフリカやアジア太平洋地域で各国気象機関などの能力構築支援も実施し、2024年度には延べ30人以上に対して、GSMaP利用に向けた研修を実施しました。また、関係国のさらなる能力構築に資するGSMaP利用ガイドラインを公開しました。

宇宙開発利用に取り組む新興国の人材育成も積極的に支援しています。特に、日本による国際宇宙ステーション（ISS）「きぼう」日本実験棟を活用した宇宙環境利用の機会提供や超小型衛星の放出、中でも2025年で開始から10周年を迎える「KiboCUBE」プログラム^{注49}は、国際的に高く評価されています。同プログラムでは、これまでに8回にわたる公募を行い、5機関の衛星が、「きぼう」を活用して放出されました。2025年6月から12月にかけては、「KiboCUBE」プログラムの新たな公募（第9回公募）を実施し、2026年6月に最終選定を予定しています。2025年現在、同プログラムにおいては、前回第8回公募で共同選定されたタンザニアとコートジボワールの機関に加え、過去の公募で選定された中米統合機構（SICA）が超小型衛星の開発を行っています。メキシコの開発

^{注49} 「きぼう」から超小型衛星を放出する機会を新興国に提供するための、宇宙航空研究開発機構（JAXA）と国連宇宙部（UNOOSA）の協力枠組み。

した超小型衛星は2025年10月に日本のH3ロケットで打ち上げた新型宇宙ステーション補給機(HTV-X)で輸送されてISSに到着し、現在放出に向けた準備調整を行っています。

宇宙空間における法の支配の実現に貢献すべく、宇宙新興国に対して国内宇宙関連法令の整備・運用に係る能力構築支援を行っています。日本は2021年度から国連宇宙部(UNOOSA)の「宇宙新興国のための宇宙法プロジェクト」への協力を開始して以降、アジア太平洋地域の宇宙新興国に対して国内宇宙関連法令の整備および運用面での支援を行い、民間活動を含む自国の宇宙活動を適切に管理・監督するために必要となる法的能力の構築に貢献しています。2025年度には、ベトナムを対象国として、ワークショップを実施しました(パラグアイにおける小型人工衛星の開発および衛星データの活用については111ページの「匠の技術、世界へ」を参照)。



ブラジルでのリモートセンシングによる疫学調査において、衛星画像を補完するためのハイパースペクトルカメラを搭載したドローンの発表と実験操縦の様子

■ テロ対策

テロは世界各地で引き続き発生しており、テロ対策は各国にとって引き続き重要な課題となっています。テロリストの移動対策や国境管理といった従前の課題も再び重要性を増しています。

さらに、近年は、オンライン上で暴力的過激主義思想が拡散しているほか、生成AIなどの技術進歩に伴

い、オンライン詐欺や暗号資産を悪用した資金洗浄(マネー・ローンダリング)^{注50}やテロ資金の問題、あるいは、ドローンなどの新興技術を悪用した新たなテロへの対策が課題となっており、国連やG7のみならず、ASEANなどの地域的取組を通じて、世界各国がこれまで以上に協力して対策を講じていく必要があります。

2025年2月、東京において、第4回日パキスタン・テロ対策協議を開催し、両国のテロ対策や世界のテロ情勢などについて意見交換を行いました。4月には、2024年11月の日仏外相会談の合意を受けて、1回目となる日仏テロ対策協議を東京で開催し、日仏のテロ対策の協力を一層推進していくことを確認するとともに、テロ資金対策、テロ制裁などに関して幅広く意見交換しました。7月には、第4回日・チュニジア安全保障・対テロ対話を東京で開催し、テロ情勢を含む国際情勢・地域の安全保障環境、両国のテロ対策や協力の可能性について協議を行いました。11月には、日米豪印テロ対策作業部会会合を東京において開催し、国際テロをめぐる情勢や、テロ目的での情報通信技術および無人航空システムの悪用への対策などについて議論を行いました。このように、各国と協力しつつ、引き続き世界のテロのリスクの低減に向けた取組を行っています。

■ 薬物対策

日本は、国連の麻薬委員会などの国際会議に積極的に参加するとともに、2025年はUNODCへの拠出を通じて、東南アジアなどの国々の関係機関との連携を図り、新規化合物^{注51}を含む違法薬物の流通状況の監視や海上での麻薬密輸の取締能力の強化を行うなど、グローバルな課題として薬物対策に積極的に取り組んでいます。

また、警察庁では、アジア太平洋地域を中心とする関係諸国を招き、薬物情勢、捜査手法および国際協力に関する情報共有や協力体制の強化を図っています。

^{注50} 犯罪行為によって得た資金をあたかも合法的な資産であるかのように装ったり、資金を隠したりすること。麻薬の密売人が麻薬密売代金を偽名で開設した銀行口座に隠す行為がその一例。

^{注51} 新しく合成される精神活性物質(NPS:New Psychoactive Substances)、あるいは「危険ドラッグ」とも呼ばれ、規制対象となる薬物(麻薬等)と類似した効果を得るために合成された物質で、合法的医薬品とは認められていないもの、まだ規制されていない向精神性作用を呈する化合物をいう。

■ 人身取引対策

日本は、人身取引^{注52}に関する包括的な国際約束である人身取引議定書や、「人身取引対策行動計画2022」に基づき、人身取引の根絶のため、様々な取組を行っています。

日本は国際移住機関（IOM）への拠出を通じて、日本で保護された外国人人身取引被害者に対する母国への安全な帰国の支援や、被害者に対する精神的支援、保健・医療面の支援、職業訓練などの自立・社会復帰支援を実施しています。また、二国間での技術協力、UNODCなどの国連機関のプロジェクトへの拠出を通じて、東南アジアなどの人身取引対策・法執行能力強化に向けた取組に貢献しています。また、密入国・人身取引および国際的な犯罪に関するアジア太平洋地域の枠組みである「バリ・プロセス」への拠出を行っています。

■ 国際的な資金洗浄（マネー・ローンダリング）やテロ資金供与対策

国際組織犯罪による犯罪収益は、さらなる組織犯罪やテロ活動の資金として流用されるリスクが高く、こうした不正資金の流れを絶つことも国際社会の重要な課題です。世界的に有効な資金洗浄やテロ資金供与対策を講じるためには、金融活動作業部会（FATF）が定める同分野の国際基準を各国が適切に履行することにより、対策の抜け穴を生じさせない、といった取組が必要です。そのため、資金洗浄やテロ資金供与対策のキャパシティやリソースの不足などを抱える国・地域を支援することは、国際的な資金洗浄やテロ資金供与対策の向上に資します。その観点から、日本は、加盟国間の相互審査等を通じ、非FATF加盟国によるFATF基準の履行促進を担うFATF型地域体の支援などを行っており、特にアジア太平洋地域のFATF型地域体（APG：Asia/Pacific Group on Money Laundering）が行う技術支援などの活動を支援しています。

(3) 法制度整備支援、民主化支援

開発途上国の「質の高い成長」の実現のためには、一人ひとりの権利が保障され、人々が安心して経済社会活動に従事でき、公正かつ安定的に運営される社会基盤が必要です。こうした基盤強化のため、開発途上国における自由、民主主義、基本的人権の尊重、法の支配といった普遍的価値の共有や、グッド・ガバナンス（良い統治）の実現、平和と安定、安全の確保が重要となります。

その際、公務員が関与する贈収賄や横領などの汚職事件は、開発途上国の健全な経済成長や公平な競争環境を妨げる原因にもなります。そこでドナー国は、公正かつ安定した社会の実現のため、開発途上国における不正腐敗対策を含むガバナンス支援にも取り組む必要があります。

統治と開発への国民参加および人権の擁護・促進といった民主主義の基盤強化も、開発途上国の中長期的な安定と開発の促進にとって極めて重要な要素です。特に、民主化に向けて積極的に取り組んでいる開発途上国に対して、公正かつ透明性が確保された選挙を実施するための支援や、国民の知る権利を保障し、表現の自由を守るためのメディアに対する支援などを通じて、民主化への動きを後押しすることが重要です。

日本の取組

■ 法制度整備支援

日本は、各国における法の支配の確立、グッド・ガバナンスの実現、民主化の促進・定着、基本的人権の尊重、投資環境の改善などのため、法制度整備支援を積極的に実施しています。具体的には、法・司法制度の改革、法令の起草支援、法制度運用・執行のための国家・地方公務員の能力向上、監査能力強化、制度整備（民法、競争法、知的財産権法、税、監査、公共投資など）に関する支援をインドネシア、ウクライナ、ウズベキスタン、カンボジア、キルギス、ケニア、スリランカ、タンザニア、ネパール、バングラデシュ、東ティモール、フィジー、ベトナム、モンゴル、ラオスなどの国々で行っています。

^{注52} 女性や子どもを始めとした弱い立場にある人を、暴力や脅迫、誘拐、詐欺などの手段によって支配下に置いたり、引き渡したりして、売春や性的サービス、労働の強要などにより搾取する犯罪（人身取引議定書第3条（a）も参照）。

例えば、カンボジアでは、1990年代まで20年以上にわたって続いた内戦により、多数の法律が廃止され、法曹人材を含む知識人が大量に虐殺された歴史的な経緯もあり、民事法の適切な解釈・運用が定着するには、いまだ多くの課題が存在します。このため、日本は約30年間にわたり、民事法の起草・普及を支援するとともに、裁判官を始めとする民事法を運用する法曹人材の育成支援を行っています。また、ラオスでは、日本は約30年間法整備支援を実施し、特に、2012年から日本の支援を受けてラオス民法典の起草作業が開始され、2018年に成立、2020年に施行されました。このほか、日本の法務省とラオス司法省による共同研究セミナーの成果が、2025年、日ラオス外交関係樹立70周年記念として刊行されました。

2022年に深刻な経済危機に陥ったスリランカでは、ガバナンスの強化と汚職による脆弱性への対応が急務となっています。2025年7月に実施を決定した無償資金協力「腐敗防止制度の確立を通じた腐敗行為訴追推進計画」においては、国連開発計画（UNDP）を通じて、汚職予防に関するメカニズムの整備や、汚職調査・捜査・検察当局の能力強化、公的機関に対する説明責任追及に向けた啓発を行っています。2025年9月にディサナヤケ・スリランカ大統領が訪日した際、日本として引き続きスリランカの取組に協力していく旨表明しました。

また、2023年のG7広島サミットにおいて、ウクライナの法制度改革、とりわけ、司法部門および法の支配の促進における改革支援が宣言されたことを踏まえ、効果的な汚職対策支援プログラムの策定と支援プログラムの重複防止などを目的としたウクライナ汚職対策タスクフォースが、同年7月のG7司法大臣会合にて、日本の提案により設置されました。関連して、2025年12月にはウクライナ腐敗対策当局やウクライナ司法省の職員らを対象として、日本で、汚職対策に関する研修を実施しました。

そのほか、2021年3月に京都で開催された第14回国連犯罪防止刑事司法会議 **注53**（京都コンgres）において採択された「京都宣言」 **注54** の実施においてもリーダーシップを発揮しています。具体的には、2025年2月に第3回法遵守の文化のためのグローバ

ルユースフォーラムを開催しました。「包括的で安全かつ公正な社会を形成するためのパイオニアとしてのユース：法務・司法分野におけるAI・デジタル技術の活用及び課題」のテーマの下、35か国から約80人が参加し、最新のAI・デジタル技術を法務・司法分野で活用していくための課題などについて議論が行われ、とりまとめられた勧告が国連に提出されました。6月には第4回アジア太平洋刑事司法フォーラムを開催し、アジア太平洋地域の22の国・機関の刑事司法実務家が、各国の捜査共助に関する情報共有や多様なステークホルダーの協力と再犯防止のための社会的アプローチをテーマに情報共有や活発な意見交換を行いました。12月には、日本が策定を主導してきた再犯防止国連準則（京都モデルストラテジー）が国連総会で採択されました。

また、9月から10月にかけて、2023年のASEAN・G7法務大臣特別対話において日本の提唱により創設されたASEAN・G7ネクスト・リーダーズ・フォーラムの第2回会合を開催しました。ASEANおよびG7の19の国・機関から約40人の法務省等の若手職員が参加した同会合では、各国の政策的課題や、法の支配に関する各国の共通の課題についての協議などを通じて参加者間が相互理解を深め、今後の協力の礎となるネットワークを形成しました。このほか、2025年8月のTICAD 9において採択された「TICAD 9横浜宣言」では、グッド・ガバナンス、民主主義および法の支配がアフリカの持続可能な開発、平和および安定の基盤となる柱であることを再確認した上で、包括的で信頼性が高く透明性のある選挙の実施や、制度強化と能力構築に向けた努力を含む、民主主義の原則を堅持するアフリカ主導の取組への支援に引き続きコミットすることを表明しました。また、TICAD 9のテーマ別イベントとして、「これからのアフリカ諸国と日本の法務・司法分野における協力強化に向けて」と題するシンポジウムを開催しました。同シンポジウムに登壇したタンザニアのマスウィ憲法司法省事務次官は、基調講演で、経済開発の基盤としての紛争解決制度の整備の重要性などに言及し、国際仲裁・調停などの裁判外紛争解決手続（ADR）の制度改善等に向けた日本の支援に対する期待を表明しました。その後

注53 5年に一度開催される犯罪防止・刑事司法分野における国連最大の国際会議。事務局は国連薬物・犯罪事務所（UNODC）。

注54 犯罪防止、刑事司法の分野における国連と国連加盟国の中長期的な指針を示す京都コンgresの成果文書。

のパネルディスカッションでも、タンザニア、ケニア、ナミビアの専門家が登壇し、アフリカのさらなる経済発展を支えるための法制度の在り方や、経済発展に伴う犯罪の増加・複雑化に対処するための技術協力などについて議論し、今後の支援の方向性やニーズについて意見交換をしました。

法制度運用・執行のための国家・地方公務員の能力向上支援について、具体的には、法律実務家などの人材育成の強化などを目的として、国際研修や調査研究、現地セミナーを実施しています。司法省職員、裁判官、検察官などの立法担当者や法律実務家の参加を得て、各国のニーズ、最新の国際情勢、国連などの国際機関の活動を踏まえて、法令の起草、法制度の運用改善や関係職員の能力向上などをテーマとした研修を実施しています。

日本は、開発途上国のニーズに沿った支援を積極的に推進していくため、その国の法制度や解釈・運用などに関する広範かつ基礎的な調査研究を実施して、効果的な支援の実施に努めています。その一つとして、2024年4月からは、インドネシア、フィリピン、ベトナム、マレーシアの労働法制に関する比較研究を行う場として、アジア・太平洋労働法制研究会を定期的に開催しており、2025年10月には第12回国際民商事法シンポジウムを開催し、インドネシア、フィリピン、ベトナム、マレーシアの労働法制について実務的な議論を行いました。

■ 不正腐敗対策などのガバナンス支援

日本は、国連との協定に基づき法務省が運営する国連アジア極東犯罪防止研修所（UNAFEI）^{注55}を通じて、法制度整備支援および不正腐敗対策を含むガバナンス支援の一環として、アジアやアフリカなどの開発途上国の刑事司法実務家を対象に、毎年、研修やセミナーを実施しています。

具体的な取組の一例として、1998年から汚職防止刑事司法支援研修を実施しています。同研修は国連腐敗防止条約上の重要論点からテーマを選出して実施しているもので、各国における汚職防止のための刑事司法の健全な発展と協力関係の強化に貢献しています。2025年10月から11月にかけて、「腐敗の端緒の把

握—成功した手法、実務及び技術から学ぶ」を主要課題として、27回目となる同研修を実施しました。同研修には、日本を含む17の国・地域から合計27人の刑事司法実務家が参加しましたが、の中にはウクライナからの参加者3人も含まれています。

ほかにも、東南アジア諸国におけるガバナンスの取組を支援するとともに、刑事司法・腐敗対策分野の人材育成に貢献することを目的として、2007年から東南アジア諸国のためのグッド・ガバナンスに関する地域セミナー（GGセミナー）を開催してきました。2024年から同セミナーに代わり新たに「日ASEAN刑事司法セミナー」を開始し、2025年12月の第2回セミナーは、「ASEAN捜査共助の強化に向けた新テンプレートの運用演習」と「ASEANにおける再犯防止に関する取組、とりわけ第14回コンGRESの成果展開フォローアップとしての加害者処遇におけるグッドプラクティスの共有」の二つのセッションを同時に開催し、インドネシア、カンボジア、シンガポール、タイ、東ティモール、フィリピン、ベトナム、ブルネイ、マレーシア、ラオスの合計10か国から刑事司法実務家が参加しました。

UNAFEIの活動は腐敗防止にとどまらず、国際社会での犯罪防止・刑事司法に関する重要課題を取り上げ、それらをテーマとした研修やセミナーを広く世界中の開発途上国の刑事司法実務家に対して実施することにより、変化するグローバル社会への対応を図ってきました。例えば、2025年においては、1月から2月にかけて「国際的なテロ関連犯罪への対処～関与若年者の処遇」をテーマとする第186回国際高官セミナーを、5月から6月にかけて「マネー・ローンダリングの現状と対策」をテーマとする第187回国際研修を、9月から10月にかけて「犯罪者処遇の理論と効果的な実践」をテーマとする第188回国際研修を、それぞれ対面方式で実施しました。

■ 民主化支援

民主化の促進に向けた支援の一例として、日本は、コンボにおいて、2015年10月から、「公共放送局能力向上プロジェクト」を実施しています。同プロジェクトでは、正確な情報発信に向け、JICA専門家の派

^{注55} 「犯罪の防止及び犯罪者の処遇に関するアジア及び極東研修所を日本国に設置することに関する国際連合と日本国政府との間の協定」に基づいて1962年に設立され、法務省法務総合研究所国際連合研修協力部により運営されており、設立以来、144の国・地域から6,600人を超える卒業生を輩出している。

遣や研修員の受入れを通じて報道・番組制作・技術スタッフの能力向上を支援しています。



コンボにおいて全ての国民から信頼される公共放送局を目指した「公共放送局能力向上プロジェクト」(写真：NHK財団)

また、日本は、透明性・信頼性の高い選挙の実施と、公正かつ包摂的な政治参加の実現に向けて支援を行っています。例えば、バングラデシュでは、2025年7月に決定した無償資金協力「選挙支援計画」の下、UNDPを通じ、有権者登録などに用いる機材（指紋スキャナ、網膜スキャナ、登録用カメラ、署名パッド等）を供与しました。南スーダンでは、2011年に独立して以来初となる選挙の実施に向けて準備を進めており、日本は、国連教育科学文化機関（UNESCO）を通じて無償資金協力「選挙及び選挙後の情報へのアクセス改善のためのマスメディア開発計画」を実施し、同国の地方ラジオ局およびコミュニティ・ラジオ局の整備および報道・治安関係者に対する能力強化支援を行っています。コートジボワールでは、UNDPと連携した無償資金協力「選挙に関連した紛争予防並びに女性及び社会的弱者の政治参加促進計画」を実施し、2025年10月の同国の大統領選挙に際し、独立選挙委員会および国家人権委員会の早期警戒メカニズム導入ならびに偽情報対策に関する能力強化などを支援し、同国における平和と安定および民主主義のさらなる定着に協力しています。

(4) 自然災害時の人道支援

近年、気候変動の影響もあり、短時間・局所的といった異常な集中豪雨の発生頻度は世界的に増加しており、洪水や土砂災害による被害も激甚化・頻発化の傾向にあります。開発途上国では、経済・社会基盤が脆弱であるため、災害により大きな被害を受ける国が多くあり、国際社会からの支援が求められています。

日本は、海外で大規模な災害が発生した場合、被災国政府または国際機関の要請に応じ、直ちに緊急援助を行える体制を整えています。協力体制には、人的援助、物的援助、資金援助があり、災害の規模や被災国等からの要請内容に基づき、いずれかまたは複数を組み合わせた協力を行っています。

日本の取組

人的援助として国際緊急援助隊があり、(i) 救助チーム、(ii) 医療チーム、(iii) 感染症対策チーム、(iv) 専門家チーム（災害の応急対策と復旧活動に関する専門的な助言・指導を行う）、(v) 自衛隊部隊（特に必要があると認められる場合に医療活動や援助関連の物資や人員の輸送を行う）を、個別に、または組み合わせて派遣します。

物的援助としては、緊急援助物資の供与を行っています。日本は海外5か所の倉庫に、被災者の当面の生活に必要なテントや毛布などを備蓄しており、災害が発生したときには速やかに被災国に供与できる体制にあります。

資金援助としては、海外における自然災害や紛争の被災者、難民・避難民等の救援を目的として、被災地で緊急援助を行う国際機関などに対し、緊急無償資金協力をを行っています。

2025年3月末に発生したミャンマーの地震被害に対し、日本は地震発生直後からミャンマーに医療チームおよび自衛隊機を派遣しました。また、緊急援助物資衛生用品、水・浄水器などの緊急援助物資の供与を実施しました。その後も草の根・人間の安全保障無償資金協力を通じて、マンダレー地域の学校に対して給水タンクやテント等を供与するなど、迅速かつ一貫した緊急支援活動に取り組みました（ミャンマーにおける地震被害に対する緊急援助については100ページの「案件紹介」を参照）。



ミャンマー地震における医療チームによる診療風景

このほかにも、2025年4月、ボリビアにおける洪水被害に対して緊急援助物資として排水ポンプを供与したほか、9月には、アフガニスタン東部の地震被害に対し、テント、毛布などの緊急援助物資を供与しました。さらに、食料、保健・医療および水・衛生の分野で、国際機関を通じた緊急無償資金協力を実施しました。10月のフィリピンの地震被害、ベトナムの洪水被害、ジャマイカにおけるハリケーン・メリッサによる被害に対しても、浄水器やポリタンクなどの緊急援助物資を供与しました。また、メキシコでの洪水被害に対し、衛生用品等を供与しています。11月には、キューバにおけるハリケーン・メリッサによる被害、アフガニスタン北部における地震被害、タイにおける洪水被害、スリランカにおけるサイクロン被害に対し、スリーピングパッドなどの緊急援助物資を供与しました。スリランカで発生したサイクロン被害に対しては、12月に国際緊急援助隊・医療チームを派遣しました。

日本のNGOはODAを活用した被災者支援を行っているほか、国際機関などが緊急援助活動を実施する際のパートナーとしても活躍しています。ジャパン・プラットフォーム（JPF）^{注56} は自然災害や紛争によって発生した被災者および難民・避難民等への人道



スリランカにおけるサイクロン被災地で活動をする国際緊急援助隊・医療チーム

支援を行っており、JPFの加盟NGOは、ガザ（飢きん）、レバノン（紛争）、モザンビーク（サイクロン）、シリア（人道危機）、ミャンマー（人道危機、中部地震）、パキスタン（水害）、アフガニスタン（帰還民支援、東部地震） フィリピン（セブ島沖地震）など、現地政府の援助が届きにくい地域で、現地のニーズに対応した様々な支援を実施しています（実績などは148ページの第V部1（3）を参照）。

自然災害の多い日本と東南アジア諸国にとって、災害対応は共通の課題です。日本は、特に、ASEAN防災人道支援調整センター（AHAセンター）の設立（2011年）および運営を支援し、地域の災害などへの対処能力の向上等に貢献してきました。具体的には、緊急物資を迅速に被災国へ輸送するASEAN緊急災害ロジスティック・システム（DELSA）の構築および活用、被災状況の緊急評価などを行うASEAN緊急対応評価チーム（ERAT）やASEAN各国防災機関の幹部候補生を含む職員を対象とした人材育成を実施してきています。

注56 151ページの用語解説を参照。